

平成23年9月12日

工学部における学生の成績等開示請求及び異議申し立てについて

工 学 部 長

鹿児島大学は平成22年4月から学生の成績等について開示請求、また、教学上の判定に不服がある場合には異議申し立ての制度を整備しました。

全学の方針は「学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針」に示され、それに基づいて下記に概略を示す「工学部における学生の成績等開示請求及び異議申し立てに関する申し合わせ」を定めました。

1 申請前手続きについて

成績等に疑義のある学生は、学生係に申し出てください。学生係が当該科目担当教員に疑義の内容について問い合わせを行い、その結果をお知らせします。

1の手順を経てもなお納得できない場合は、以下に定める期間内に、学生係にある「成績等の開示および異議申立て申請書」に必要事項を記載して学生係に提出して下さい。

2 成績等の開示請求

- 1) 成績評価については成績発表日から7日以内
- 2) 進級判定および卒業判定については発表日から7日以内

成績等の開示請求に対する回答は、原則として開示請求日より10日以内に、学科長が行います。その回答に疑義がある場合は、学科長の詳しい説明を受けて下さい。

3 成績等の開示請求の回答や教学上の判定に不服のある場合の異議申し立て

- 1) 成績等の開示請求の回答に対して不服がある場合
- 2) 工学部の教学上の判定に不服のある場合

には、その事由が発生した時点から以下の期間内に、学生係にある「成績等の開示および異議申立て申請書」に必要事項を記載して学生係に提出して下さい。

- 1) 成績等の開示結果に対する異議申し立ての場合は7日以内
- 2) 工学部の教学上の判定に不服のある場合は随時

異議申し立てに対する学生への回答は、原則として、開示請求日より起算して7日以内に教務委員長が行います。

その回答に疑義がある場合は、教務委員長の詳しい説明を受けて下さい。

4 再異議申し立て

異議申し立てに対する回答に不服がある場合は再異議申し立てをすることができます。この場合の手続きは異議申し立てと同じです。